

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）

令和 3 年〇月〇日

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

## 目次

序章	はじめに.....	1
第1章	青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方.....	3
第1	青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状.....	3
1	青少年インターネット環境整備法改正（平成30年2月1日施行）後のフィルタリング認知率及び利用率.....	3
	（1）フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組.....	3
	（2）フィルタリング認知率及び利用率の推移.....	4
	（3）フィルタリング加入申出率及びフィルタリング有効化措置率.....	5
2	諸情勢の変化.....	6
	（1）情報教育の在り方の変化.....	6
	（2）インターネット利用者の低年齢化の進展.....	7
	（3）青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展.....	8
	（4）容易化されたフィルタリング設定についての更なる周知の必要性.....	10
	（5）青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展.....	11
第2	今後の取組の方向性に関する基本的な考え方.....	13
1	法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進.....	13
	（1）事業者による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、有効化措置義務等の実施徹底.....	13
	（2）製造事業者による利用容易化措置義務及びOS事業者による容易化措置円滑化努力義務の実施徹底.....	14
2	青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進.....	14
3	ペアレンタルコントロールによる対応の推進.....	14
	（1）ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進.....	15
	（2）インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進.....	15
	（3）容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知.....	15
	（4）青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）.....	16
第2章	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言.....	17
第1	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針.....	17
1	基本理念.....	17
2	基本的な方針.....	17

(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進 .....	17
(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施 .....	17
(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進 .....	18
(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進 .....	18
(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的な PDCA サイクルの構築 .....	18
3 施策実施において踏まえるべき考え方 .....	18
第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項 .....	19
1 学校等における教育・啓発等の推進 .....	19
(1) 青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進 .....	19
(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進 .....	20
(3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進 .....	20
(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応） .....	20
2 社会における教育・啓発の推進 .....	20
(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援 .....	20
(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援 .....	21
(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援 .....	21
(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進 .....	21
3 家庭における教育・啓発の推進 .....	21
(1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進 .....	21
(2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援 .....	21
(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発 .....	22
(4) 青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発 .....	22
(5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。） .....	22
4 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等 .....	22
(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援 .....	22
(2) インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等	

	に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進	23
5	国民運動の展開	23
	(1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進	23
	(2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援	23
第3	青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項	23
1	法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進	24
	(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底	24
	(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底	24
	(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及	24
	(4) その他の利用率向上のための検討	24
2	青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進	24
	(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組	24
	(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援	25
	(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応	25
3	フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等	25
4	インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究	25
第4	青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項	25
1	地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援	26
2	ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援	26
	(1) モデル約款策定等の体制整備の支援	26
	(2) SNS 事業者等による自主的取組の促進	26
	(3) 効率的かつ円滑な活動への支援	26
3	青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援	26
4	その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援	26
第5	その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項	27
1	インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進	27
	(1) SNS 等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の推進	27
	(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進	27
	(3) SNS 上の子供の性被害につながるおそれのある書き込みに対する広報啓発の推	

進	27
(4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進	27
(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進	28
2 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進	28
(1) インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等	28
(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援	28
3 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進	28
(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応	28
(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援	28
4 迷惑メール対策の推進	29
(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施	29
(2) 国際連携の推進	29
(3) チェーンメール対策の周知啓発	29
5 国内外における調査	29
(1) 有害情報の社会的影響の調査	29
(2) 諸外国の取組の調査	29
第6 推進体制等	29
1 国における推進体制	29
2 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制	29
3 国際的な連携の促進	30
4 基本計画の見直し等	30
第3章 別添資料	31

## 序章 はじめに

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことができないツールとなっている。スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビ等、様々な機器を通してインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線 LAN の利用環境も拡大するなど、インターネット利用の敷居はますます低くなり、誰もが手軽にインターネットを利用することができる。

しかしながら、インターネット上には青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が氾濫し、青少年の興味を引く多様なサービスが次々と登場し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害につながる場合もあるなど重大な問題も起きている。児童買春や児童ポルノを始めとする SNS に起因する事犯の被害児童数も増加傾向にあり、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害（自画撮り被害）も問題となっているほか、平成 29 年 11 月に発覚した神奈川県座間市における殺人・死体遺棄事件等、SNS を悪用した痛ましい事件も発生したところである。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）は、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及促進等の措置を講じることなどを目的として制定された。平成 30 年 2 月には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 75 号）」（以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られてきた。

また、青少年インターネット環境整備法に基づく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、3 度の見直しが行われ、見直しの都度、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題に対して、様々な検討が行われてきた。

「第 4 次基本計画（平成 30 年 7 月 27 日子ども・若者育成支援推進本部決定）」では、取組の方向性の柱として、①法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進、②子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援、③SNS 等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進の三つの項目を掲げ、施策・取組を推進してきた。

また、関係機関・団体が連携・協力して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等の総合的・集中的な広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域においてインターネットの安全利用に係る教室や啓発講座が開催され、さらに、携帯電話事業者や SNS 事業者等の事業者団体による青少年保護に関する自主的な取組が促進されるなど、多様な取組が行われるに至っている。

本報告書は、第4次基本計画策定以後の当検討会における議論を総括し、第1章において青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状を整理し、今後の取組の方向性を示すとともに、第2章においてこれらを踏まえた基本計画の見直しに係る提言を行うもので、今後、本報告書による提言の内容を踏まえ、政府及び関係者により青少年インターネット利用環境の整備への取組が着実に進展していくことを期待するものである。

なお、当検討会では、この報告を受けた取組の実施状況を確認しながら、今後講ずべき措置について、引き続き検討を行っていくこととしている。

## 第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

### 第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状

#### 1 青少年インターネット環境整備法改正（平成30年2月1日施行）後のフィルタリング認知率及び利用率

##### （1）フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組

スマートフォンやアプリ、公衆無線 LAN 経由のインターネット接続の普及に伴い、フィルタリング利用率の低下傾向が続いたことから、フィルタリングの利用促進を図るために青少年インターネット環境整備法の改正が行われ、平成30年2月1日に施行された。

この改正によって、携帯電話事業者等に対しては、青少年確認義務（第13条）、フィルタリング説明義務（第14条）、フィルタリング有効化措置義務（第16条）が、携帯電話等の製造事業者に対しては、フィルタリング利用容易化措置義務（第18条）が、OS事業者に対しては、フィルタリング有効化措置・フィルタリング利用容易化措置を円滑に行えるよう、OSを開発する努力義務（第19条）が新たに課され、各事業者の取組が促進されることになった。

これを受け、政府においては、法改正以降、次のとおり取組を実施してきた。

実施時期	取組内容
平成30年2月	改正青少年インターネット環境整備法施行。 総務省は施行に先立ち、携帯電話事業者等に対し、義務履行の徹底を要請。また、店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布。
	座間市における殺人・死体遺棄事件を受け、平成29年12月から平成30年5月まで「冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施。
平成31年2月	第6回「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」（以下「総務省タスクフォース」という。）において、フィルタリング利用率向上のための方策に関し、フィルタリング普及に向け関係事業者等が今後一層取り組むべき事項の検討を開始。
平成31年2月 ～令和元年5月	「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施。
令和元年7月	第7回総務省タスクフォースにおいて関係事業者等におけるフィルタリング利用推進に係るヒアリングや携帯電話事業者3社の直近の合算フィルタリング加入申出率・有効化措置



	率の公表。
同 8月	総務省タスクフォースが取りまとめた、携帯電話事業者によるフィルタリング利用に係る実データの公表等を盛り込んだ「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」（以下「課題及び対策」という。）の公表。
同 9月	携帯電話事業者3社において、OSによるフィルタリングをフィルタリングサービスのメニューに加えて勧奨等を開始。
同 10月	第1回春のあんしんネット・新学期一斉行動推進会議開催。
同 11月	第8回総務省タスクフォースにおける携帯電話事業者3社個別及び合算の直近の加入申出率・有効化措置率の公表。 第2回春のあんしんネット・新学期一斉行動推進会議開催。
同 12月	第9回総務省タスクフォースにおける携帯電話事業者3社個別及び合算の直近の加入申出率・有効化措置率の公表。
令和2年2月～5月	「春のあんしんネット・新学期一斉行動」実施。
同 6月	第10回総務省タスクフォースにおける携帯電話事業者3社個別及び合算の直近の加入申出率・有効化措置率の公表。
同 10月	第11回総務省タスクフォースにおける携帯電話事業者4社個別及び3社合算の直近の加入申出率・有効化措置率の公表。
令和3年2月	第12回総務省タスクフォースにおける携帯電話事業者4社個別及び4社合算の直近の加入申出率・有効化措置率の公表。

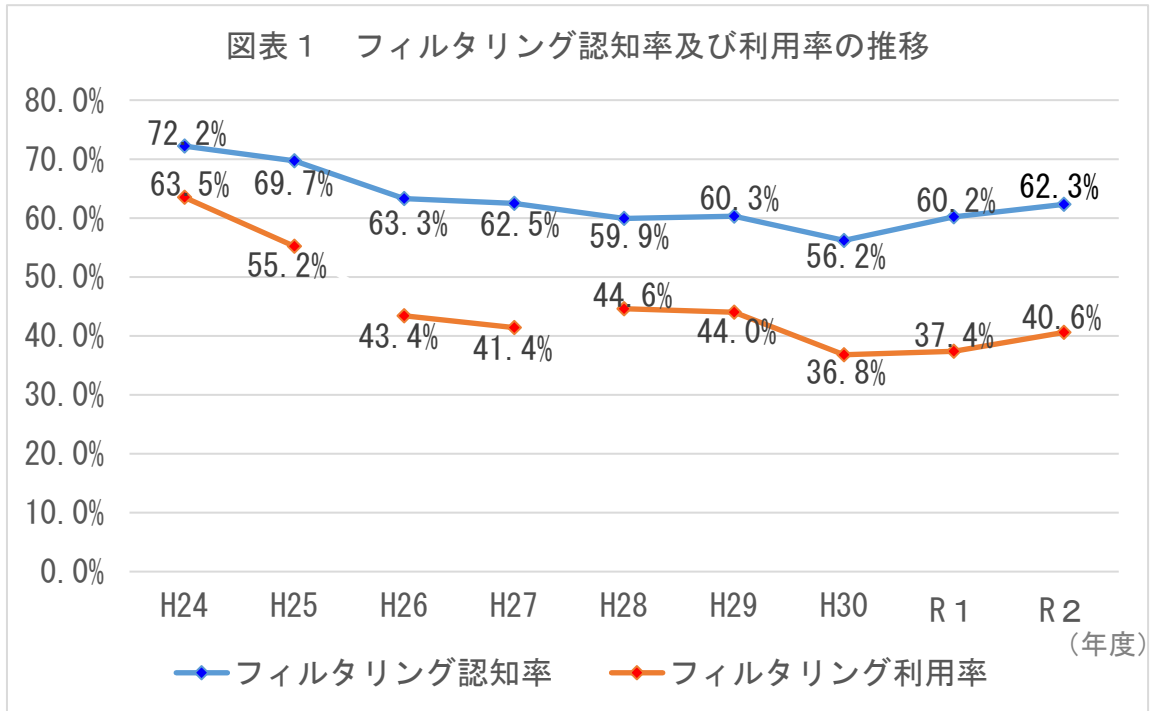
## （2）フィルタリング認知率及びフィルタリング利用率の推移

内閣府が実施している「青少年のインターネット利用環境実態調査」（以下「実態調査」という。）では、フィルタリング認知率（満10歳から満17歳の青少年の保護者のうち、フィルタリングについて「知っている」と回答した者の割合。以下同じ。）は平成24年度から下降傾向にあり、30年度は56.2%まで低下したが、翌令和元年度は60.2%、2年度に62.3%となり、回復に転じた。

また、フィルタリング利用率（子供がスマートフォンでインターネットを利用していると回答した満10歳から満17歳の青少年の保護者のうち、「フィルタリングを使っている」と回答した者の割合。以下同じ。）は、直接比較できない年度を挟んでいるものの、下降傾向の中で平成30年度は36.8%まで低下したが、翌令和元年度は37.4%となり、利用率低下に歯止めがかかり、2年度は40.6%と回復に転

じた（図表1）。

このように、フィルタリング認知率及びフィルタリング利用率ともに回復傾向が見られるが、これらは、平成30年2月の改正青少年インターネット環境整備法施行や上記（1）で述べた各種取組による効果と考えられる。



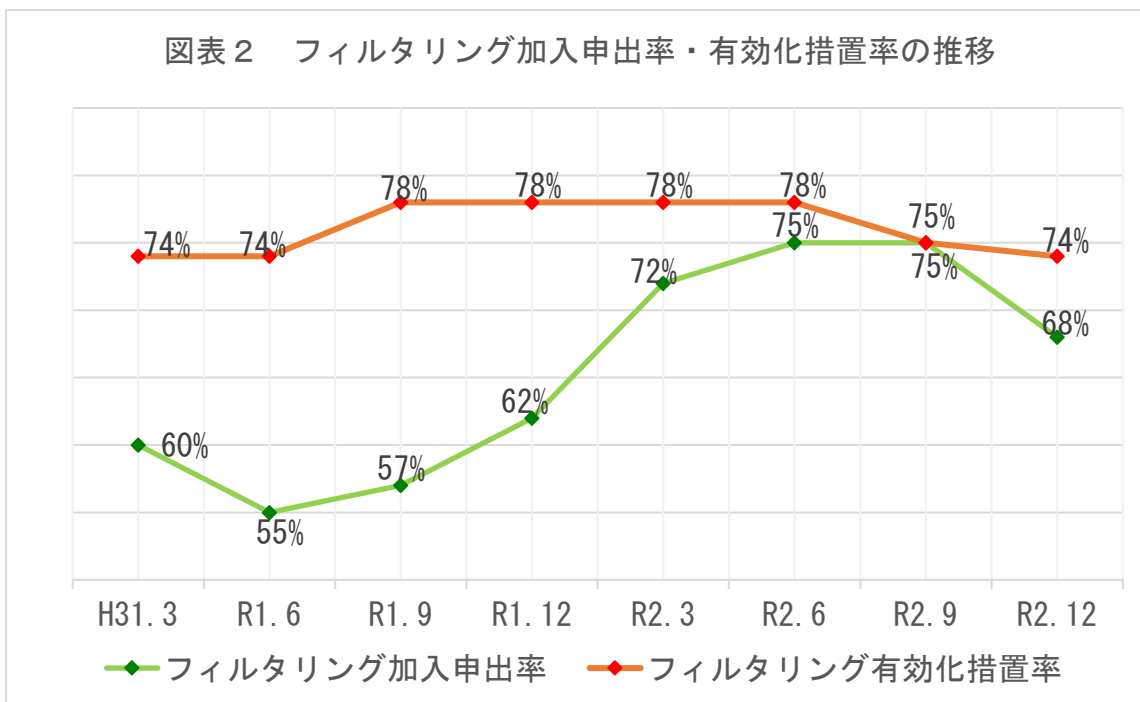
※ 実態調査を基に作成。

※ 平成27年度以前のフィルタリング利用率は、25年度と26年度、27年度と28年度で調査の問いが変わったため、直接比較することはできないが、参考値として掲載。

### （3）フィルタリング加入申出率及びフィルタリング有効化措置率

フィルタリング加入申出率（携帯電話サービスの新規契約又は既契約の変更時（機種変更等）に18歳未満の契約者又は使用者がフィルタリングサービスに加入した割合。以下同じ。）及びフィルタリング有効化措置率（フィルタリングサービスへの加入申出者が携帯電話サービスの契約とセットで購入した携帯電話端末等について、携帯電話事業者が契約時にフィルタリングの設定を実施した割合。以下同じ。）は、緩やかに上昇傾向にある。この傾向の要因として、課題及び対策を踏まえたフィルタリング加入申出率及びフィルタリング有効化措置率の数値公表、事業者の努力等が挙げられる。これらの取組により、令和2年12月時点で、フィルタリング加入申出率は68%、フィルタリング有効化措置率は74%となっている（図表2）。

図表2 フィルタリング加入申出率・有効化措置率の推移



※ 一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）公表資料を基に作成。

※ 平成31年3月から令和2年3月までは携帯電話事業者3社の合算値、令和2年6月以降は携帯電話事業者4社の合算値である。

## 2 諸情勢の変化等

上記のように、改正青少年インターネット環境整備法及び第4次基本計画を踏まえた各種取組強化によって、フィルタリング利用率が上昇に転じ、一定の成果がみられるところであるが、第4次基本計画策定以降の各種情勢の変化等により、下記のような状況が生じているところである。

### (1) 情報教育の在り方の変化

青少年インターネット環境整備法は、その基本理念として、第3条第1項において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。」と定めている。

そして、従来の基本計画では、基本的な方針の一つとして「青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進」を掲げ、「情報モラル教育を実施する」などとされてきた。

この間、情報化が急速に進展し、身の回りのものに情報技術が活用されていたり、日々の情報収集や身近な人との情報のやりとり、生活上必要な手続等、日常生活における営みを、情報技術を通じて行ったりすることが当たり前の世の中となってきた。情報技術は今後、私たちの生活にますます身近なものとなっていくと考

えられ、情報技術を手段として活用していくことができるようにしていくことも重要となっている。

そのため、令和2年度から順次実施している学習指導要領においては、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力（情報モラルを含む。）」（以下「情報活用能力」という。）を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けている。

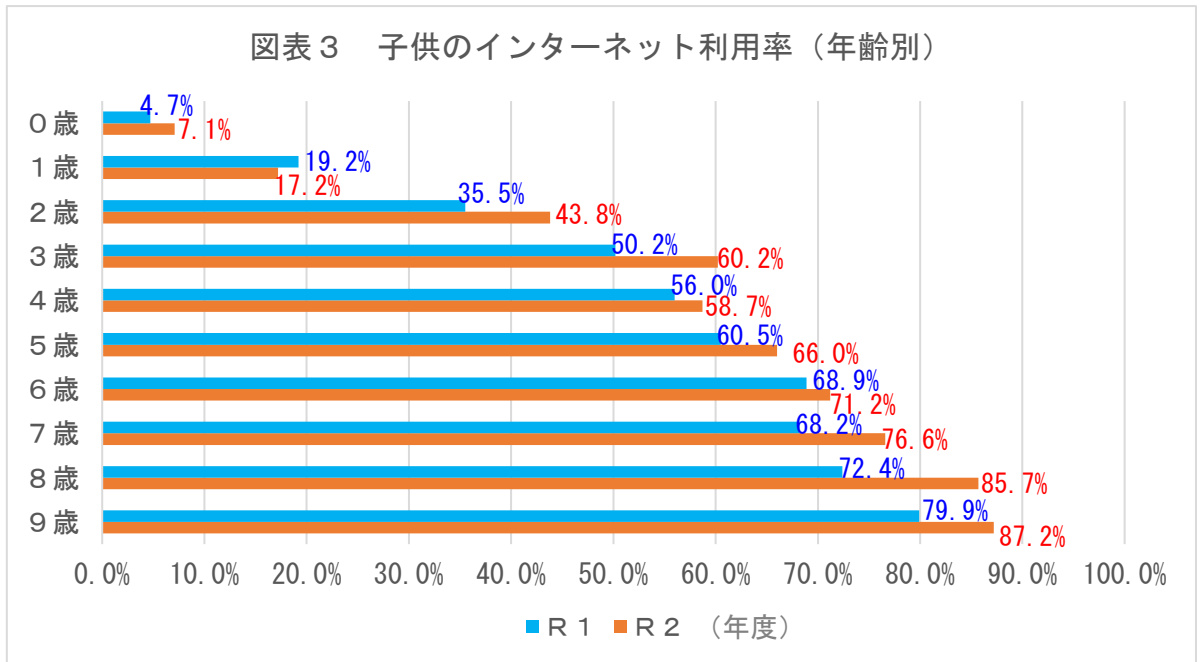
このように、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けてその育成を図ることにより、青少年インターネット環境整備法の基本理念の一つである、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得を図ることができると考える。

## **（2）インターネット利用者の低年齢化の進展**

インターネット利用者の低年齢化は、年々進展しており、第4次基本計画においては、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援が柱の一つとされ、幼稚園、保育園等を通じた低年齢層（0歳から満9歳。以下同じ。）の子供の保護者に対するインターネットの安全利用の啓発の推進、低年齢層の子供の保護者に対する効果的な啓発・支援の継続的検討といった対策が講じられてきた。

実態調査によれば、低年齢層においてインターネットを利用する割合は、年齢とともに増加傾向にあり、令和2年度は、3歳で50パーセント以上がインターネットを利用している。インターネット利用率が50%を超える年齢は早くなる傾向にある（図表3）。

このため、インターネット利用者の低年齢化を踏まえた対策を更に推進する必要がある。



※ 実態調査を基に作成。

### （3）青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展

インターネット利用時間の長時間化も、インターネット利用者の低年齢化と同様に、継続的に見られる傾向である。

実態調査では、青少年（満10歳から満17歳）のインターネットの平均利用時間は、平成30年度は168.5分、令和元年度は182.3分、2年度は205.4分と年々伸びている（図表4）。

また、インターネットを5時間以上利用している青少年（満10歳から満17歳）の割合は、平成30年度は14.4%、令和元年度は18.4%、2年度は22.3%と、利用時間の長時間化に合わせて増加している（図表5）。

コロナ禍において、在宅時間が長くなる中、インターネットを利用する者は増加していると思われ、インターネット利用時間の長時間化の傾向に拍車がかかることが予想される。

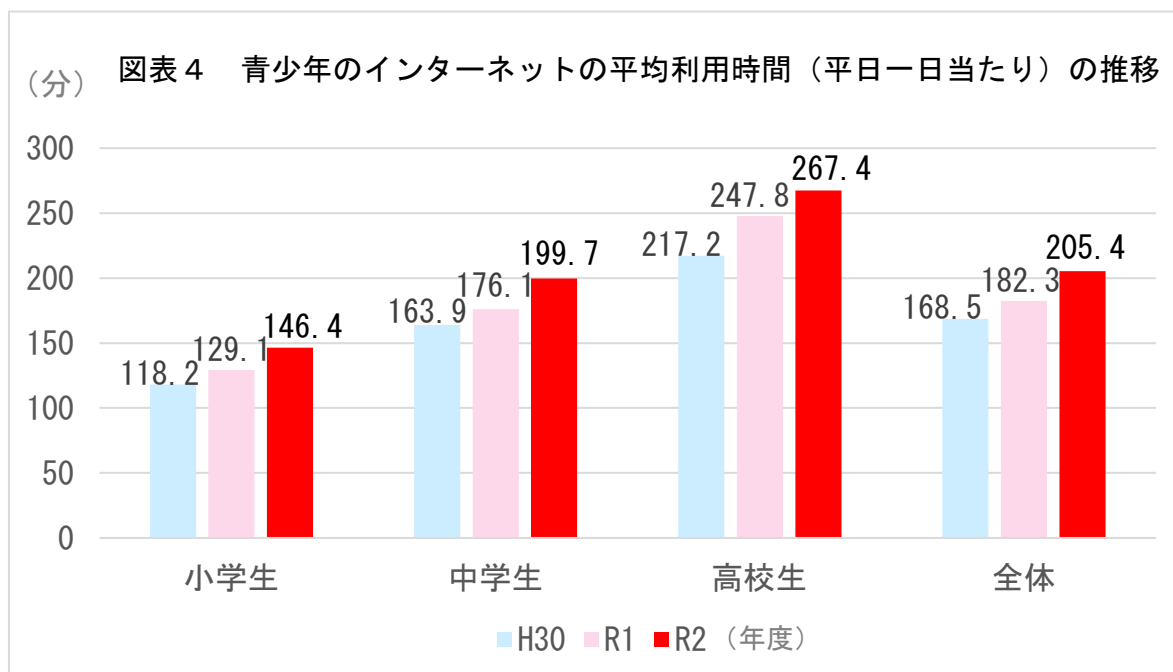
このようなインターネット利用時間の長時間化は、青少年の健全な成長に支障を及ぼすおそれが懸念されることから、この傾向を踏まえた対策を講じる必要がある。

一方で、その利用内容については、十分に注意を払う必要がある。平成30年度及び令和元年度の調査では、青少年（満10歳から満17歳）のインターネット利用内容は、「コミュニケーション」、「ゲーム」、「動画視聴」、「音楽視聴」等の割合が高いが、2年度は、「勉強・学習・知育」、「ニュース」、「情報検索」が大きく伸びている（図表6）。

学習の場でインターネット利用が増加していることや、例えば、“チャットをしながらオンラインゲームをする”、“インターネットとテレビをつないで映画やド

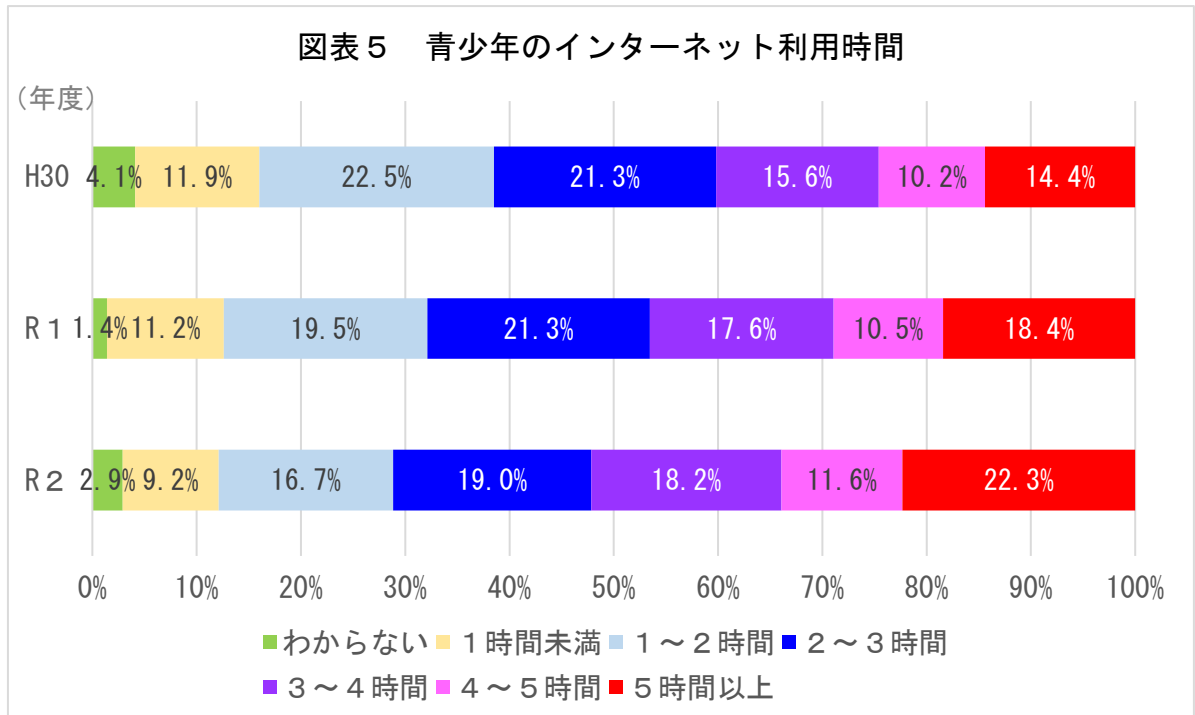
ラマを見る”などといった、様々な生活シーンでインターネットを利用する機会が増えてきていることも長時間化の要因になっていると考えられる。

よって、インターネットの利用時間の長時間化が一律に悪影響を及ぼすとはいえず、インターネットの学習への活用等その内容にも着目した対応が必要であると考えられる。



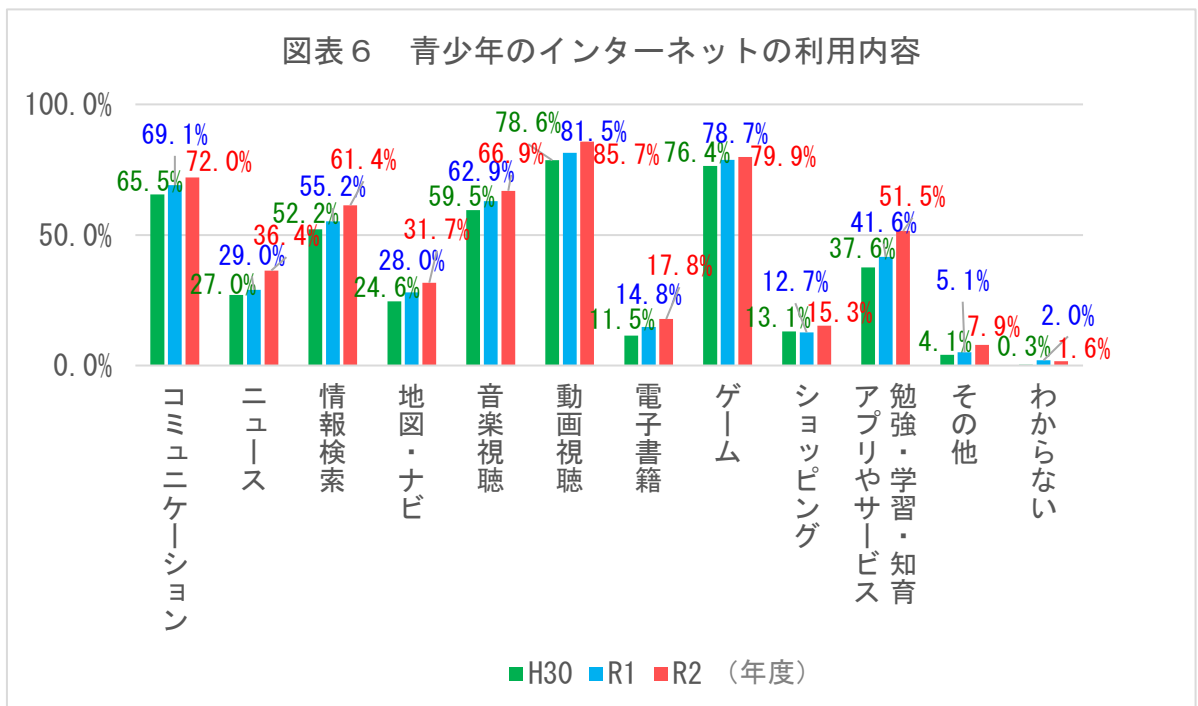
※ 実態調査を基に作成。

※ この図表において、「小学生」は満10歳以上の者を、「高校生」は満17歳以下の者を指す。



※ 実態調査を基に作成。

※ この図表において、「青少年」は、満10歳から満17歳の者を指す。



※ 実態調査を基に作成。

※ この図表において、「青少年」は、満10歳から満17歳の者を指す。

#### (4) 容易化されたフィルタリング設定についての更なる周知の必要性

フィルタリングについては、事業者の努力により、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者が選択でき、容易

な設定も可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の開発が進められてきた。

そして、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等において、フィルタリングの総合的・集中的な広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域におけるインターネットの安全利用に係る教室や啓発講座、携帯電話事業者や携帯電話販売代理店等の事業者団体及び事業者による自主的な取組により、その普及促進が図られている。

しかしながら、依然として、設定が煩雑である、SNS が一律に使えない等の印象がもたれ、利用を忌避されるケースが報告<sup>\*</sup>されている。

フィルタリングの利用を更に促進するため、関係団体・事業者と連携し、容易化されたフィルタリング設定について、青少年及び保護者への更なる周知啓発を実施するとともに、更なる容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組を促進する必要がある。

※ 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書」（令和2年12月10日）48～52 ページ

#### **（５）青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展**

青少年を取り巻くインターネット環境に関するこれまでの対策の中心は、青少年が有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることを目的に、フィルタリングの利用促進を図ることにより、今後もその方向性に変わりはない。

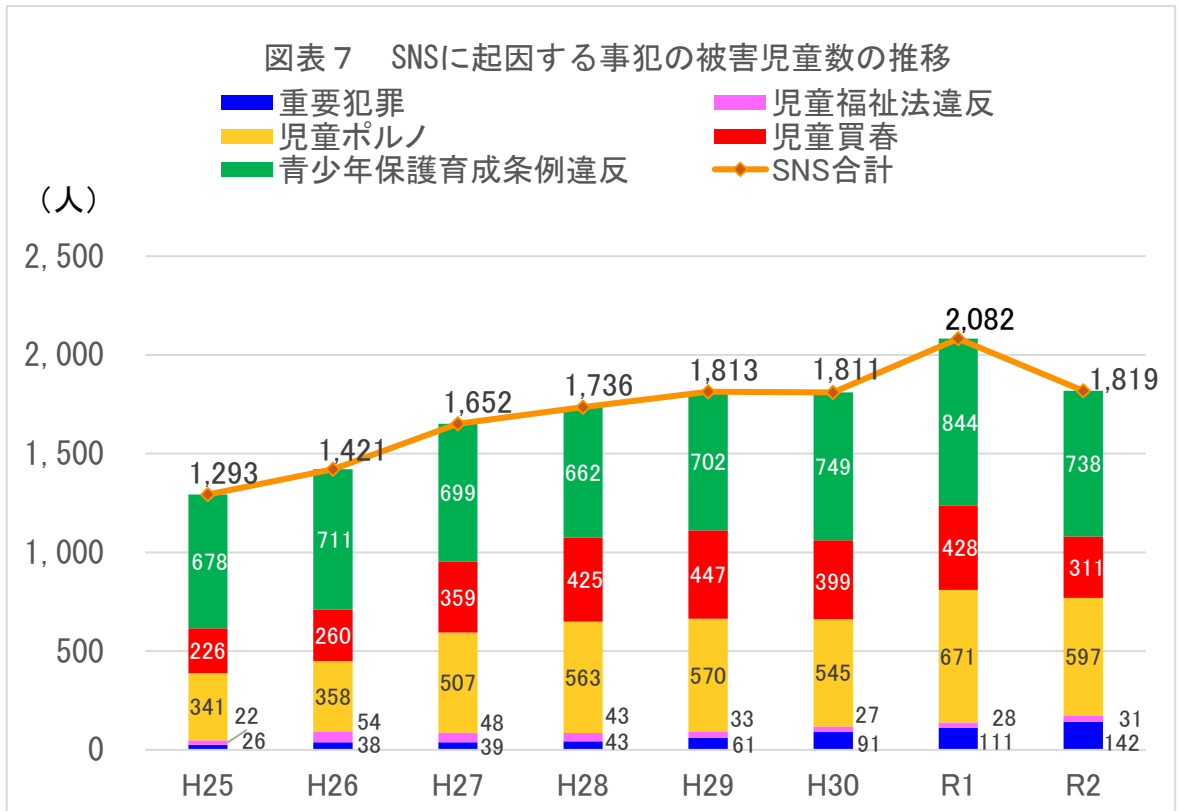
他方で、近年、青少年が自分の裸体を撮影させられメール等で送られるといった自撮りの被害や、青少年に限るものではないがインターネット上での誹謗中傷といった、情報「発信」を契機とするトラブルが社会問題化しており、深刻さを増している。

第4次基本計画では、座間市における殺人・死体遺棄事件を受け、SNS 等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進を柱の一つとして、改正青少年インターネット環境整備法による義務の実施徹底、SNS 等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策の推進等が図られてきたが、情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化を踏まえた更なる対策の推進が求められる。

#### ○ 増加傾向にある SNS に起因する事犯の被害児童

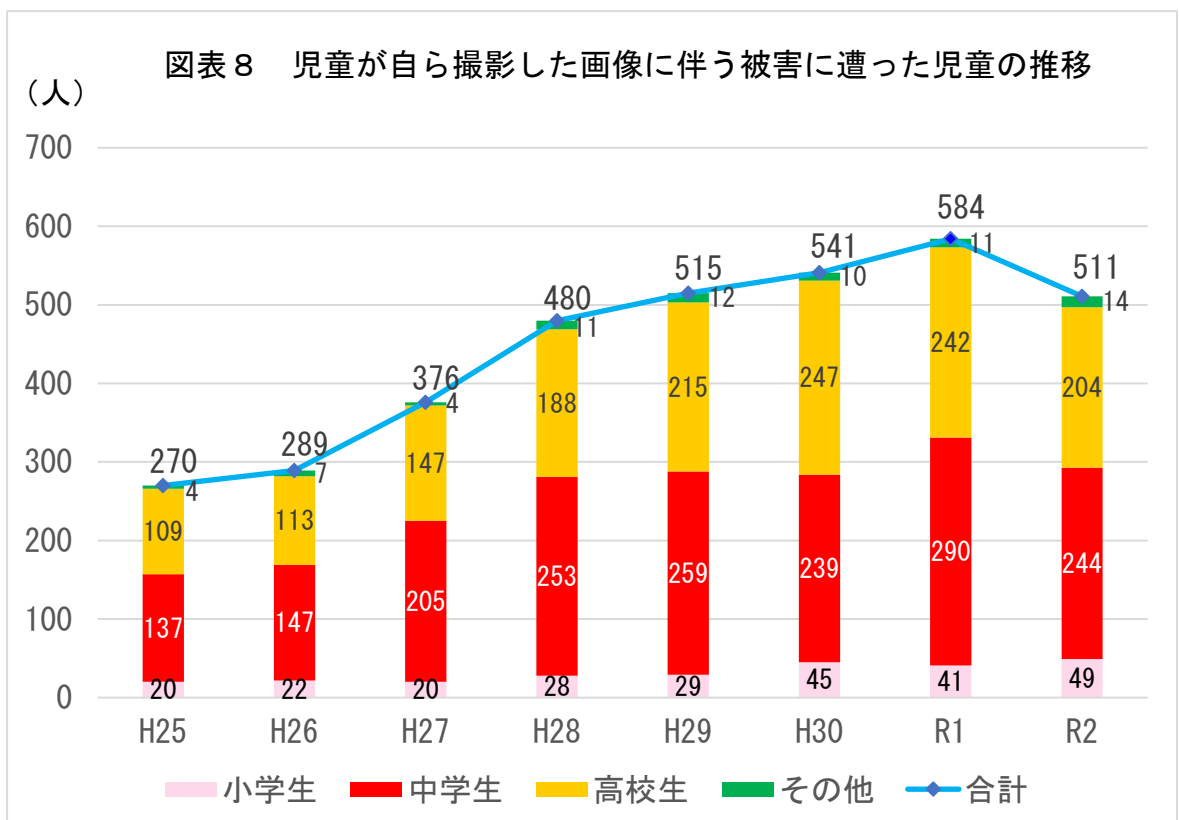
近年、SNS に起因する事犯の被害児童は増加傾向にあり、特に、児童ポルノ事犯で検挙されたもののうち、児童がだまされたり脅かされたりして自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」については、令和2年は前年比で減少したものの依然高い水準にある（図表7及び図表8）。





※ 「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」（警察庁）を基に作成。

※ この図表において、「児童」は、18歳未満の者を指す。

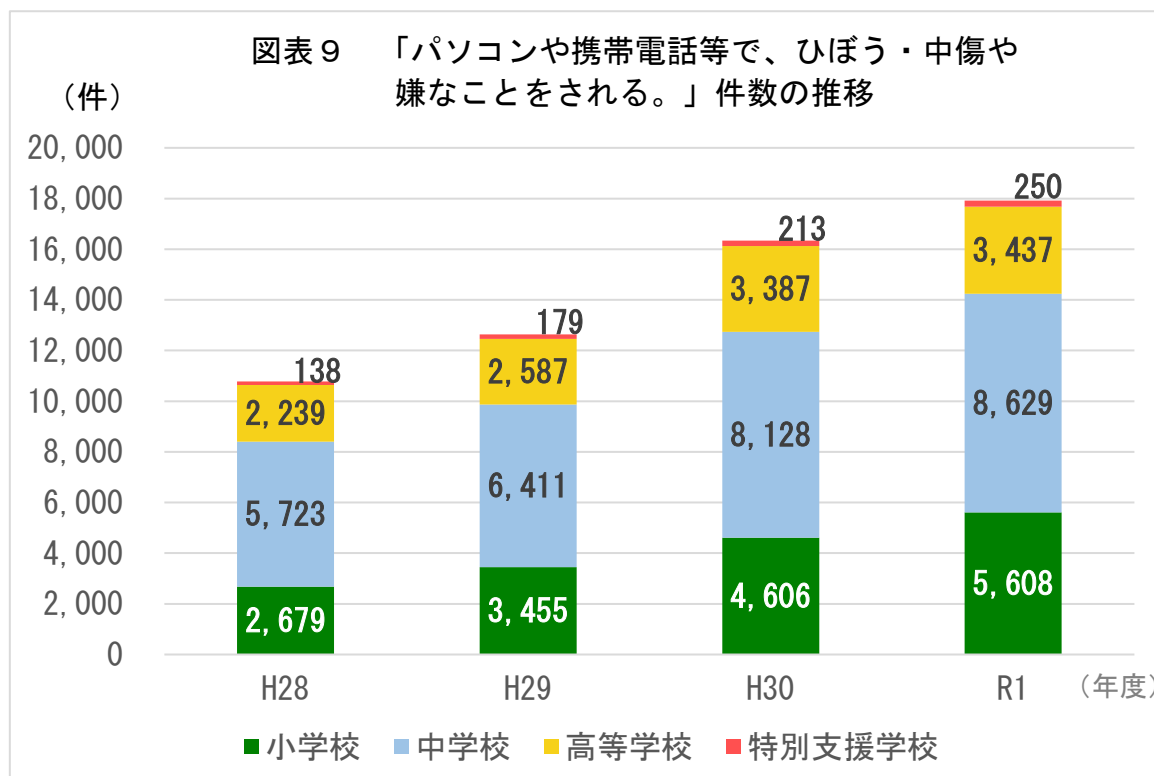


※ 警察庁統計データ ([https://www.npa.go.jp/policy\\_area/no\\_cp/statistics/](https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/)) を基に作成。

※ この図表において、「児童」は、18歳未満の者を指す。

○ 増加傾向にあるネット上のいじめ

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、“パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。”件数は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校のいずれにおいても年々増加している（図表9）。



※ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）を基に作成。

## 第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

### 1 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進

フィルタリングの利用率は、先に述べたとおり、改正青少年インターネット環境整備法の効果等により上昇に転じたところである。フィルタリングの利用を更に促進するためには、同法を着実に実施することが必要であり、下記を踏まえた取組が推進されることを期待する。

#### （1）事業者による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、有効化措置義務等の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法により、携帯電話事業者（MVNO事業者を含む。）及び携帯電話販売代理店には、青少年確認義務、フィルタリング説明義務、

フィルタリング有効化措置義務が課されているが、法の目的の達成のため、引き続き、同義務の実施徹底が重要である。また、それらの義務の実施を徹底するため、保護者が携帯電話端末等の契約時に当該携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等についても、携帯電話事業者等は周知啓発に努めることが重要である。

## **(2) 製造事業者による利用容易化措置義務及び OS 事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底**

改正青少年インターネット環境整備法に基づく製造事業者によるフィルタリング利用容易化措置義務及び OS 事業者によるフィルタリング利用容易化の円滑化努力義務の実施を引き続き徹底し、関係団体に対するヒアリング等により、義務の履行状況を把握していく必要がある\*。

※ 令和2年11月時点において、個人向けのパソコン対象機種201機種全ての全てがフィルタリング対応機種であり、また、インターネット接続により外部サイト閲覧可能なテレビ193機種の全てがフィルタリング対応機種である。

## **2 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進**

これまでの計画においては、基本的な方針の一つとして、「青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進」を掲げ、「学校において発達段階に応じた情報技術の活用指導及び情報モラル教育を実施する」こととされてきた。

児童生徒が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするためには、情報活用能力を「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けてその育成を図ることが重要となっている。

このため、令和2年度から順次実施している学習指導要領においては、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしている。

また、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上は、学校教育のみで図ることができるものではないことから、地域社会、家庭等、社会全体における青少年に対する啓発活動の充実を図るべきである。

## **3 ペアレンタルコントロールによる対応の推進**

青少年によるインターネットの適切な利用は、フィルタリング等の技術的手段で補助をしつつ、保護者の適切な管理の下、究極的には青少年の意識向上による自立を図ることにより達成していく必要があり、これまでも、インターネットの適切な利用について青少年等に対し「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等における総合的・集中的な広報・普及啓発等を推進してきた。

しかしながら、インターネット利用者の低年齢化が進展している現状においては、保

護者が青少年を適切に管理し、その成長を促すという、保護者の主体的役割がより一層求められており、保護者が青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）による対応が更に推進されることを期待する。

### **（１）ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進**

保護者は、家庭において青少年を監護・養育する立場にあり、自らの教育方針に基づいて、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができる環境を整備する役割を担うものである。インターネットの利用環境を始めとする社会環境は大きく変化していることから、それに合わせて保護者の意識向上がより重要になる。

そのような状況を踏まえ、保護者が青少年の置かれている環境やその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理するなど、保護者がその責務を適切に履行できるよう、保護者に対する普及啓発を官民連携して更に推進する必要がある。

### **（２）インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進**

子供がインターネットの利用を始める幼少期から、インターネット利用について親子でルールを作り、発達段階に応じて見直すことを通じて適切な生活習慣の定着化を促すことが重要である。

「親子のルールづくり」については、これまでも、自治体や学校・幼稚園等、関係事業者・団体と連携した周知啓発を進めてきているが、インターネット利用者の低年齢化や利用時間の長時間化が進んでいる現状を踏まえ、保護者等に対する周知啓発を促進する必要がある。

その際、親が一方的に決めたルールは長続きしないことから、親子で一緒に考え対話をしつつ定期的に見直すといった観点や、利用時間の長時間化にインターネットの学習利用等が増えている影響もあることを踏まえたルールとすることが重要である点に留意する必要がある。

### **（３）容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知**

フィルタリングについては、事業者の努力により、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者が選択でき、容易な設定も可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の開発が進められている。

この利用を促進することがフィルタリングの利用率向上にもつながるものであるが、先に述べたとおり、青少年及び保護者にフィルタリング設定が容易化されていることが十分浸透しているとは言えないのが現状である。

このため、関係団体・事業者と連携し、学校等における啓発や、スマートフォンの販売現場等におけるカスタマイズ機能の分かりやすい説明や講座の実施等によ

って、容易化されたフィルタリング設定について、青少年及び保護者への更なる周知啓発を実施するとともに、更なる容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組を促進する必要がある。

#### **(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）**

青少年の情報「発信」を契機とするトラブルが社会問題化していることに鑑み、トラブルの予防法、相談窓口<sup>※</sup>等について、関係団体・事業者と連携し、学校等における普及啓発を進める必要がある。

また、特に低年齢層の子供を保護する観点からは、ペアレンタルコントロールのうちフィルタリング等の技術的手段で保護すること（技術的保護措置）が重要であり、フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組を促進する必要がある。

※ 違法・有害情報相談センター（総務省）、人権相談（法務省）及び誹謗中傷ホットライン（一般社団法人セーフティーインターネット協会）では、誹謗中傷等の被害に遭った場合における相談窓口を用意している。総務省及び法務省では、これらのインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のフローチャート図を作成・公開している。

## 第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言

### 第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

#### 1 基本理念

青少年インターネット環境整備法第3条は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのっとるべき、以下の基本理念を掲げている。

第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。

第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。

第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。

#### 2 基本的な方針

青少年インターネット環境整備法で規定されている上記の基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下の(1)から(5)に掲げる5点を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。

##### (1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進

青少年が、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るとともに、適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組を支援するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を実施・支援する。

##### (2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施

保護者が、青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、保護者のインターネット・リ

テラシー及びインターネットの利用実態等を踏まえつつ、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。

### **(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進**

保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供等の義務の履行、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリング等の高度化、児童ポルノに対するブロッキング等の青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進する。

### **(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進**

インターネット利用者である国民一人一人が、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。

### **(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的な PDCA サイクルの構築**

インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、技術や活用方法等の変化が著しいインターネットのこのような特性を踏まえ、実効的な PDCA サイクルを構築し、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応する。

## **3 施策実施において踏まえるべき考え方**

上記の基本的な方針に基づく各施策の推進に際しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を通じて、青少年有害情報から青少年を守り、インターネットの恩恵を享受させるため、次の六つの考え方を踏まえて実施する。

### **① リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス**

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年のライフサイクルを見通して、あらゆる機会を利用してインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

## ② 保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する権利を持ち、役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、事業者等において、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた青少年保護に係る取組を一層促進するなど、関係者は連携協力して保護者がその責務を適切に履行できるよう、補助・支援する各々の役割を果たさなければならない。

## ③ 受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

## ④ 民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するに当たって、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

## ⑤ 有害性の判断への行政の不干涉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

## ⑥ 座間市における事件の再発防止策を踏まえた施策の推進

「座間市における事件の再発防止策について（平成 29 年 12 月 19 日 座間市における事件の再発防止のための関係閣僚会議決定）」に関連する施策については、同防止策を踏まえて推進する。

## 第 2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

### 1 学校等における教育・啓発等の推進

#### (1) 青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進

各学校において、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るとともに、情報モラル教育の推進に係る e-learning プログラムの作成等を行う。

また、青少年の健全育成を図るため、ネットの利用に関する「親子のルールづくり」等を推進するための PTA 等と連携した保護者向けシンポジウムの開催等の取組を推進する。



## **(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進**

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、「インターネット安全教室」や「e-ネットキャラバン」等の官民連携した青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用（自殺誘引等情報などの不適切な内容を書き込まないことを含めた SNS の適正な利用やフィルタリング等の技術的手段の適切な利用を含む。以下、第 2 の各項目において同じ。）に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。

加えて、低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を作成し、フィルタリング等の技術的手段の利用も含め、幼稚園や保育所、認定こども園や子育て支援事業、企業取組等を通じた低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発活動を推進する。

## **(3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進**

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）等を踏まえ、SNS 等を通じた「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を行うことや、児童生徒が「ネット上のいじめ」も含めたいじめ問題について主体的に考える機会を提供することを促進する。

加えて、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を踏まえ、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS 等を活用した相談体制の整備を推進する。

## **(4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進（自画撮り、誹謗中傷等への対応）**

青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集や青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座等において、情報「発信」を契機とするトラブルに関する内容を扱い、また、インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭った場合の相談窓口について周知広報を行うなど、関係省庁、関係団体・事業者が連携し、青少年・教職員・保護者等に対する、発信側・受信側の両面におけるこの問題への取組を推進する。

## **2 社会における教育・啓発の推進**

### **(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援**

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供するとともに、青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、地域・民間団体・事業者等（学校以外の教育従事者を含む。）による教育・啓発活動について、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるような官民連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等により支援する。

## **（２）地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援**

ホームページ等のポータルサイト等を効果的に活用して、関係機関・団体等における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための具体的な取組等について、利便性の高い情報を、一覧性を持たせて分かりやすい形で速やかに提供するほか、地域における関係機関・団体等による、創意工夫を生かしたベストプラクティス等の情報共有・集約化を促進・支援する。

## **（３）地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援**

地域の実情に応じて、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動が効果的に推進されるよう、官民連携した青少年、教職員、保護者等に対する啓発講座や地方公共団体と連携したフォーラム等を通じ、大学生のサイバー防犯ボランティアのみならず、地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援を推進する。

## **（４）インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進**

スマートフォンを始めとする新たな機器の出現等により、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーが多様化していることから、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標等を活用して、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を評価し、その分析結果に基づいたインターネット・リテラシーの向上施策等を推進する。

# **３ 家庭における教育・啓発の推進**

## **（１）ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進**

保護者がその責務を適切に果たすことができるよう、保護者が青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）の普及啓発を官民連携して推進する。

## **（２）インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援**

インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化を踏まえ、家庭における適切な生活習慣の定着を図り、また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、家庭等でのインターネットの利用に係る「親子のルールづくり」、SNS 等の利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法、子供のインターネット上の問題に係る相談窓口等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネットに関するメディア・リテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。

### **(3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発**

関係団体・事業者と連携し、容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発を実施するとともに、更なる容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組を促進する。

### **(4) 青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発**

青少年のプライバシーに配慮した形でのアクセス履歴の把握、機能限定が可能な携帯電話、スマートフォン等のアプリケーションの端末側での利用制限等、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段（ペアレンタルコントロール機能）について適切に活用できるよう、携帯電話事業者、携帯電話等の製造事業者及び OS 開発事業者と意見交換しつつ、周知啓発を更に推進する。

### **(5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む。）**

青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに関する予防法等について普及啓発を進めるとともに、フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組を促進する。

## **4 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等**

### **(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援**

情報活用能力を定期的に測定するため、小学校・中学校・高等学校等における児童生徒の情報活用能力調査を全国規模で実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。

## **(2) インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進**

インターネット利用環境が変化する中で、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応等に関する情報やこれらに関する相談窓口等に係る情報の適切な提供に配慮する。

また、低年齢層の子供を持つ保護者等の主体的な取組を促進・支援する。このため、オンライン形式で活用できる啓発資料の作成に向けた検討やインターネット接続機器の購入・更新時やアプリケーション・ソフト等の購入時等を捉えた効果的な啓発の在り方等、訴求性が高く、社会の変化に柔軟に対応できる啓発・支援の在り方の検討を推進する。

また、これらの取組の効果を高めるため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等について、低年齢層の子供の保護者も対象に含めた継続的な調査を実施する。

## **5 国民運動の展開**

### **(1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進**

社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子供・若者育成支援強調月間」や青少年が使用するスマートフォン等の購入が多く見込まれる進学・進級時期等における「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等を通じた総合的・集中的な広報啓発等を継続的に実施する。

### **(2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援**

インターネット利用者・事業者等が自ら青少年の安全で安心なインターネットの利用環境整備に向け、自らの取組が第三者機関等の定める指針等に適合している旨の認定を取得し、ロゴマーク等を用いてそれを明らかにして実践するなどの、第三者機関等を活用した主体的な取組については、その取組主体の更なる広がりを促進する活動を支援する。

## **第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項**

青少年が青少年有害情報閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機

器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供するには、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

## **1 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進**

### **(1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底**

改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務及び有効化措置義務の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施する。

### **(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底**

改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者による青少年確認義務及び説明義務等の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施する。

### **(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及**

青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネット接続に際し用いられる機器について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進する。

### **(4) その他の利用率向上のための検討**

青少年やその保護者に対する、より効果的なフィルタリングの利用やカスタマイズ機能に関する普及啓発の方策を検討する。

## **2 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進**

### **(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組**

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、新たなサービスや伝送技術等も踏まえ、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者等が選択できる、容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用を促進する。

## **(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援**

インターネット・ホットラインセンター等が通報を受けた違法情報等について、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援するなど、フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援する。

また、フィルタリングによって、青少年にとって必要な情報まで閲覧を制限されることがないように、保護者等による多様な選択を可能とするカスタマイズ機能の利用の促進等の民間の取組を支援する。

## **(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応**

新たな機器等を提供する場合には、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、あらかじめ実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等が加速するように民間の取組を支援する。

また、これらの取組が効果的なものとなるよう、保護者等にフィルタリング等の青少年保護に係る取組の内容や必要性及び利用方法を分かりやすく伝える事業者の自主的かつ主体的な取組を支援する。

なお、環境変化が激しいインターネット利用については、新たなインターネット接続機器が一層普及することに対応して、機器等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の実施方策等について、継続的に検討し、製造事業者のフィルタリング利用容易化措置義務や OS 開発事業者の利用容易化措置円滑化の努力義務の実施を徹底する。

## **3 フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等**

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組が普及促進されるよう、地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及び PTA その他の関係団体等と連携して、啓発等を継続的に実施し、推進する。

## **4 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究**

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の性能改善及び普及等の施策の検討及び実施等に資するため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等の調査を継続的に実施する。

## **第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項**

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行

っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的かつ主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援等を実施する。

また、地域における青少年インターネット環境整備に関する取組が、自立的・継続的に行われるよう、官民連携体制の整備・構築の支援を実施する。

## **1 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援**

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCA サイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域が自立的・継続的にインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるような連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等の地域の実情に応じた取組が活性化するよう支援する。

## **2 ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援**

### **(1) モデル約款策定等の体制整備の支援**

個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の策定及びそれを運用する体制の整備等の取組を支援する。

加えて、自殺誘引等情報の書き込みの禁止等については、関係事業者の利用規約等による対応及び利用者への注意喚起などの促進を図る。

### **(2) SNS 事業者等による自主的取組の促進**

SNS 等に起因するトラブルが多発していることに鑑み、SNS 事業者等によるこれら問題に対応する自主的取組の促進を図る。

### **(3) 効率的かつ円滑な活動への支援**

事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する調査等を行う。

## **3 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援**

青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブルについて相談等を行う民間団体等の活動を支援する。

## **4 その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援**

産学連携した自主的取組を推進する民間団体である一般社団法人安心ネットづくり促進協議会等の青少年のインターネットの利用環境整備に向けた教育・普及啓発、人材育成等の活動の取組強化、より多様な関係者・関係事業者の参加促進、参加者相互間の連携強化を支援する。

## **第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項**

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策を推進するとともに、SNS事業者等の主体的な取組の支援、インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報の削除等に関する対応依頼や被害に関する相談体制の整備等を総合的に推進する。

### **1 インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進**

#### **(1) SNS等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の推進**

SNS等に起因する事犯の取締りを推進するとともに、SNS事業者等による主体的な被害防止対策により、児童ポルノ、児童買春などの児童被害に直結するような投稿に対する有効な取組が推進されるよう、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構等に被害傾向等の情報提供を行うなどして、その活動を支援する。

#### **(2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進**

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止を図るため、無届け等悪質な出会い系サイト事業者や、出会い系サイト上で児童に対する禁止誘引行為を行った者等に対する取締りを推進するとともに、これらの罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。

#### **(3) SNS上の子供の性被害につながるおそれのある書き込みに対する広報啓発の推進**

SNSに起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながるおそれのある書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進する。

#### **(4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進**

「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向



けた取組を推進する。

#### **(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進**

被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた民間団体等との良好な協力関係の構築を一層推進する。

### **2 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進**

#### **(1) インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等**

インターネット上に氾濫する違法情報等（自殺誘引等情報を含む。以下同じ。）への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンターの活用等により、インターネット利用者から通報を受けた違法情報等の削除依頼を推進するとともに、民間事業者への委託によるサイバーパトロール事業により、自殺誘引等情報のインターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。

#### **(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援**

インターネット上の青少年の健全な成長を阻害する違法・有害情報について、青少年がインターネットを利用して、これらを閲覧する機会をできるだけ少なくするよう、青少年の権利を保護するための事業者及び民間団体における効果的な閲覧防止策等を支援する。

### **3 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進**

#### **(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応**

インターネットによる名誉毀損等の被害を受けた青少年等が人権相談をしやすいよう、引き続き、専用相談電話「子どもの人権 110 番」、全国の小中学生に配布する便箋兼封筒「子どもの人権 SOS ミニレター」、インターネット人権相談受付窓口「子どもの人権 SOS-e メール」等による相談対応を推進する。

また、人権擁護の観点から、青少年のインターネット・リテラシーの向上に重点を置いた人権啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報及び ICT を活用した相談窓口への誘導強化（自殺につながる用語の検索を行った場合の相談窓口の表示を含む。）を推進する。

#### **(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援**

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該名誉毀損、プライバシー侵害等の情報の削除依頼の方法について助言するほか、事案に応じてプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。

## 4 迷惑メール対策の推進

### (1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施

一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和51年法律第57号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。

### (2) 国際連携の推進

各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。

### (3) チェーンメール対策の周知啓発

青少年が受け取ってしまうことのあるチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼び掛け、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。

## 5 国内外における調査

### (1) 有害情報の社会的影響の調査

青少年有害情報の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査等を支援する。

### (2) 諸外国の取組の調査

青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。

## 第6 推進体制等

### 1 国における推進体制

基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関等の相互の緊密な連携・協力を図る。

### 2 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

基本計画に基づく施策の実施に当たっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことに鑑み、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。

### 3 国際的な連携の促進

国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性に鑑み、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信するとともに、各国の取組に関する情報交換を進める。

特に平成 24 年 2 月に採択された経済協力開発機構（OECD）のオンライン上の青少年保護に関する勧告やそれに基づく取組については、関係府省で連携して継続的に対応する。また、民間におけるインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国内外の事業者等による自主的かつ主体的な取組が促進されるよう、国際機関等において策定された指針等やこれらに基づく民間主導の実効的な青少年保護に係る取組に関する情報提供等の支援を行うなど、国際的な連携を目指した取組を推進する。

### 4 基本計画の見直し等

基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題等に対し迅速に取り組み、1 年間に一度、具体的な施策の取組状況について、PDCA サイクルを意識して、実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施する。

また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年のインターネットの利用環境をめぐる諸情勢の変化並びに青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応を検討するとともに、3 年後を目途に基本計画を見直すものとする。

### 第3章 別添資料

#### 1 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 開催状況

開催日	第41回 令和元年5月13日(月)
主な議題	<p>議題1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第4次)」の進捗状況(平成30年度)について</p> <p>議題2-1 平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果(概要)について</p> <p>議題2-2 検討用素材に関する検討</p> <p>議題3 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の当面の進め方について</p>
資料	<p>資料1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第4次)」の進捗状況(平成30年度)について(概要)</p> <p>資料2 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第4次)」フォローアップ結果(平成30年度)</p> <p>資料3 内閣府資料「青少年インターネット環境整備基本計画に基づく内閣府の主な取組(平成30年度)」</p> <p>資料4 警察庁資料「平成30年度青少年インターネット環境整備に関する主な取組」</p> <p>資料5 総務省資料「総務省における青少年インターネット利用環境整備の取組」</p> <p>資料6 法務省資料「法務省の人権擁護機関が行う人権相談・啓発活動について」</p> <p>資料7 文部科学省資料「子供の携帯電話やインターネットをめぐる問題に関する取組」</p> <p>資料8 経済産業省資料「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第4次)」に基づく経済産業省の取組について」</p> <p>資料9 平成30年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要)</p> <p>資料10 フィルタリング関連データまとめ(検討用素材)</p> <p>資料11 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の当面の検討の方向性等について(案)</p> <p>〈参考資料〉スマホ時代の子育て～悩める保護者のためのQ&amp;A(リーフレット)</p>

開催日	第42回 令和元年9月27日(金)
主な議題	<p>議題1 第41回検討会有識者意見について</p> <p>議題2 フィルタリング利用率の低下要因について</p> <p>議題3 今後のマイルストーンについて</p> <p>議題4 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握について</p> <p>(1) 趣旨説明</p> <p>(2) 特掲条項についての事業者ヒアリング</p> <p>① 電気通信事業者協会関係 説明、質疑</p> <p>② 全国携帯電話販売代理店協会関係 説明、質疑</p>

	<p>(3) それ以外の事項についての事務局ヒアリング結果 報告、質疑</p> <p>(4) 総務省タスクフォースの検討状況に関する説明</p>
資料	<p>資料1 有識者意見(第41回検討会)</p> <p>資料2 フィルタリング利用率の低下要因について</p> <p>資料3-1 「青少年インターネット環境整備法 10年の施行状況を踏まえた今後の青少年有害情報閲覧防止措置の在り方について(提言報告書)」の取りまとめに向けたマイルストーン</p> <p>資料3-2 「青少年インターネット環境整備等基本計画(第5次)に関する提言報告書」の取りまとめに向けたマイルストーン</p> <p>資料4-1 インターネット環境整備法の義務履行状況の把握について</p> <p>資料4-2-1 全国携帯電話販売代理店協会資料</p> <p>資料4-2-2 電気通信事業者協会資料</p> <p>資料4-3-1～4 法附則事項以外の事務局ヒアリング結果(17～20条)</p> <p>資料4-4 総務省資料</p>

開催日	第43回 令和元年12月5日(木)
主な議題	<p>議題1 高校生 ICT conference 2019 最終報告会</p> <p>議題2 情報リテラシーの取組状況について(ヒアリング)</p> <p>(1) 文部科学省 説明、質疑</p> <p>(2) 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会(Grafsec) 説明、質疑</p> <p>(3) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA) 説明、質疑</p> <p>議題3 青少年インターネット環境整備法の施行状況の把握について(第21条、第22条、第23条)報告、質疑</p>
資料	<p>資料1-1 高校生 ICT conference について</p> <p>資料1-2 高校生 ICT conference 2019 最終報告</p> <p>資料2 情報リテラシーの取組みに関するヒアリングの趣旨について</p> <p>資料3 学校における情報モラル教育について(文部科学省)</p> <p>資料4 設立のコンセプトと課題への対応((一財)草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会)</p> <p>資料5 インターネット一般利用者に向けたIPAの情報セキュリティ・情報モラルの普及啓発((独)情報処理推進機構)</p> <p>資料6-1 義務履行状況ヒアリング報告資料(第21条、第22条、第23条)</p> <p>資料6-2 違法・有害への対応等に関する契約約款モデル条項</p>

<b>開催日</b>	第 44 回 令和2年2月4日(火)
<b>主な議題</b>	<p>議題1 「小中学生 ICT 利用調査 2019」結果の紹介(株式会社NTTドコモ モバイル社会研究所) 説明、質疑</p> <p>議題2 ヒアリングのまとめ (1) 特掲条項について 説明、質疑 (2) 情報リテラシーについて 説明、質疑</p> <p>議題3 提言報告書骨子案と進捗状況等 説明、総務省説明、意見交換</p> <p>議題4 関係事業者ヒアリング 説明、意見交換</p>
<b>資料</b>	<p>資料1 「小中学生 ICT 利用調査 2019」結果の紹介(株式会社 NTT ドコモ モバイル社会研究所提出)</p> <p>資料2-1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の義務履行状況</p> <p>資料2-2 インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動等</p> <p>資料2-3 【参考】(抜粋)第4次基本計画(教育及び啓発活動の推進施策に関する事項)</p> <p>資料3-1 提言報告書骨子案と進捗状況</p> <p>資料3-2 別表 法第 13 条から第 23 条までの施行状況の評価作業</p> <p>資料3-3 青少年インターネット環境に関する今後の課題(要旨)</p> <p>資料3-4 総務省資料 青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について</p>

<b>開催日</b>	第 45 回 令和2年4月 21 日(火)(電子メール持ち回り開催)
<b>主な議題</b>	<p>議題1 令和元年度青少年インターネット利用環境実態調査結果</p> <p>議題2 令和元年度第4次基本計画の各省庁フォローアップ</p> <p>議題3 改正法附則第4条に定める検討に基づく提言報告書案の審議</p>
<b>資料</b>	<p>資料1-1 提言報告書案</p> <p>資料1-2 回答書</p> <p>資料2 令和元年度青少年インターネット利用環境実態調査結果(概要版)</p> <p>資料3-1 令和元年度各省フォローアップ(概要版)</p> <p>資料3-2 令和元年度各省フォローアップ(詳細版)</p>

<b>開催日</b>	第 46 回 令和2年7月 29 日(水)
<b>主な議題</b>	<p>議題1 令和元年度青少年インターネット利用環境実態調査結果について</p> <p>議題2 提言報告書案についての審議</p>
<b>資料</b>	資料1 青少年インターネット利用環境実態調査結果(概要版)

	資料2 総務省資料 資料3 提言報告書案 資料4 提言報告書案に対する委員の意見及び事務局案
--	--

<b>開催日</b>	第 47 回 令和2年 10 月 7 日(水)
<b>主な議題</b>	議題1 情報を送受信する青少年を守る取組について (1) 情報を「受信」する青少年を守る取組 説明、質疑 (2) 情報を「送信」する青少年を守る取組 説明、質疑 議題2 第5次基本計画の骨子に関する検討について 説明、検討
<b>資料</b>	資料1 アルプス システム インテグレーション株式会社資料 資料2 エースチャイルド株式会社資料 資料3 第5次基本計画検討に関するスケジュール(案) 資料4 第5次基本計画策定に関する委員の意見 資料5 第5次基本計画における今後の取組の方向性(案) 参考資料1 第4次基本計画 参考資料2 第4次基本計画フォローアップ 参考資料3 第4次基本計画における今後の取組の方向性に関する基本的な考え方及び 具体的項目(抜粋)

<b>開催日</b>	第 48 回 令和2年 12 月 10 日(木)
<b>主な議題</b>	議題1 高校生 ICT Conference 2020 最終報告会 生徒発表、委員質問、高校生 ICT Conference 2021 のテーマについて(実行委員 長説明、意見交換) 議題2 検討会報告書骨子案について 説明、審議 議題3 改正法附則第4条に基づく提言報告書案について
<b>資料</b>	資料1-1 高校生 ICT カンファレンスについて 資料1-2 高校生 ICT カンファレンス 2020 最終報告 資料2-1 検討会報告書骨子(案) 資料2-2 ペアレンタルコントロールの定義について 資料3-1 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(案) 資料3-2 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(案)の修正一覧

<b>開催日</b>	第 49 回 令和3年3月5日(金)(電子メール持ち回り開催)
<b>主な議題</b>	議題 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(案)について

資料	資料1-1 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書素案 資料1-2 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書素案に対する委員 意見等及び事務局回答 資料1-3 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書修正案 資料2 (参考)令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)
----	---



## 2 報告書(案)に関する意見募集（パブリックコメント）の実施

### 3 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 委員名簿

座長	藤原 静雄	中央大学法科大学院 教授
座長代理	木村 光江	東京都立大学大学院法学政治学研究科 教授(令和2年4月6日から)
現任委員	五十嵐 俊子	町田市立町田第五小学校 校長
	上沼 紫野	弁護士・(一社)安心ネットづくり促進協議会 幹事
	尾上 浩一	(公社)日本PTA全国協議会 元会長
	小城 英子	聖心女子大学現代教養学部 准教授
	佐川 英美	(一社)セーファーインターネット協会 ネットセーフティ・スペシャリスト(令和2年4月6日から)
	執行 裕子	(一社)電子情報技術産業協会 理事(令和2年4月6日から)
	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
	竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部 准教授
	中川 一史	放送大学 教授
	牧田 和樹	(一社)全国高等学校PTA連合会 顧問
	山本 一晴	(一社)電気通信事業者協会 専務理事

退任委員 有木 節二 (一社)電気通信事業者協会 専務理事(令和元年8月18日まで)

藤川 大祐 千葉大学教育学部 教授(座長代理 令和元年10月27日まで)

尾花 紀子 ネット教育アナリスト(令和2年4月5日まで)

清原 慶子 前三鷹市長・ルーテル学院大学 客員教授(令和2年4月5日まで)

国分 明男 (一財)インターネット協会 副理事長(令和2年4月5日まで)

長尾 尚人 (一社)電子情報技術産業協会 専務理事(令和2年4月5日まで)

吉田 奨 (一社)セーファーインターネット協会 専務理事(令和2年4月5日まで)